

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年3月24日

【会社名】 大倉工業株式会社

【英訳名】 Okura Industrial Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高瀨 和則

【本店の所在の場所】 香川県丸亀市中津町1515番地

【電話番号】 丸亀0877(56)1111番(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 コーポレートセンター総務部長兼環境安全・品質保証担当兼
コーポレートセンター管轄子会社担当 田中 祥友

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区東池袋3丁目13番2号

【電話番号】 東京03(6912)5041番(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員東京支店長 安部 昭男

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
大倉工業株式会社 東京支店
(東京都豊島区東池袋3丁目13番2号)
大倉工業株式会社 大阪支店
(大阪市西区立売堀1丁目3番13号)

(注) 上記支店は金融商品取引法の規定に基づく備置場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供するものであります。

1【提出理由】

当社は、平成28年3月23日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年3月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金7円50銭 総額447,270,510円

ロ 効力発生日

平成28年3月24日

第2号議案 定款一部変更の件

取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社へ移行したく、所要の変更をおこなうものであります。

業務執行を行わない取締役についても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるよう、所要の変更をおこなうものであります。

条文の新設及び削除に伴い、条数の変更のほか、一部字句の修正を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

高瀨和則、豊田員史、神田進、田中祥友、山田和裕、上原英幹の6名を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

行天武、馬場俊夫、北田隆、藤岡聡の4名を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額2億2千万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と定めるものです。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額4千万円以内と定めるものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合 (%)
第 1 号議案	47,308	68	0	(注) 1	可決 96.27
第 2 号議案	46,595	781	0	(注) 2	可決 94.82
第 3 号議案					
高濱 和則	43,534	3,842	0	(注) 3	可決 88.59
豊田 員史	46,196	1,180	0		可決 94.01
神田 進	46,234	1,142	0		可決 94.08
田中 祥友	46,235	1,141	0		可決 94.09
山田 和裕	46,234	1,142	0		可決 94.08
上原 英幹	46,235	1,141	0		可決 94.09
第 4 号議案					
行天 武	46,197	1,179	0	(注) 3	可決 94.01
馬場 俊夫	46,581	795	0		可決 94.79
北田 隆	39,809	7,567	0		可決 81.01
藤岡 聡	39,092	8,284	0		可決 79.55
第 5 号議案	47,244	112	20	(注) 1	可決 96.14
第 6 号議案	47,266	90	20	(注) 1	可決 96.18

(注) 1 . 出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 . 議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上の賛成であります。

3 . 議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。